

手話言語条例・コミュニケーション条例（素案）について

なかしべつちようおも
中標津町想いをつなぐ
しゅわげんごじょうれい
手話言語条例

しゅわ げんご にんしき
「手話が言語である」との認識に
もと 基づき、しゅわ しゅわ ひつよう
手話や手話を必要とする
ひと たい りかい しゅわ ふきゅう
人に対する理解と手話の普及など
しさく そうごうてき けいかくてき すいしん
の施策を総合的かつ計画的に推進



なかしべつちようしょうがい とくせい
中標津町障がいの特性に
おう 応じたコミュニケーション手段の
りよう そくしん かん じょうれい
利用の促進に関する条例

しょうがい とくせい おう
障がいの特性に応じたコミュニケ
ーション手段（しゅだん しゅわ ようやくひっき
点字・音訳など）に対する理解と
てんじ おんやく たい りかい
利用を促進するための施策を推進

かんれん じょうれい どうじ せいてい め ぎ
関連する2つの条例を同時に制定することを旨します

●手話言語条例では…

しゅわ にほんご こと
手話は日本語とは異なる
どくじ ぶんぽうたいけい も げんご
独自の文法体系を持つ言語

しゅわ
の
位置づけ

●コミュニケーション条例では…

しゅわ しょうがいとくせい おう
手話は障がい特性に応じた
コミュニケーション手段

した じょうれい ぜんぶん ちょう
親しみやすい条例にするため、全文「ですます調」で

じょうれいあん きそう した じょうれい なかしべつちよう
条例案の起草にあたっては、子どもたちにも親しみやすい条例となるよう、中標津町
じ ち きほんじょうれい れい ぜんぶん ほんそく ちょう きちよう
自治基本条例の例にならい、前文・本則ともに「ですます調」を基調としています。

しゅわ りかい しょうがい もんだい げんご もんだい
手話への理解は、障がいの問題ではなく、言語の問題

しゅわげんごじょうれい ひと しゅわ つか ひと
手話言語条例は、きこえない人のためだけでなく、手話を使う人のためだけでなく、
「しゅわ げんご こと」をひろめるためのものです。したがって、すべ ちょうみん たいしょう
「手話が言語である」ことをひろめるためのものです。したがって、すべての町民を対象
とする条例であり、だれ ところ かよ きょうせいしゃがい じつげん もくてき
誰もが心を通わせることができる共生社会を実現することを目的
とした理念中心型の条例です。